

## 「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」の概要について

R4.3.17 栃木県教育委員会

### 1 プランの策定の趣旨

県教育委員会では、本県全ての教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指して、平成31(2019)年1月に「学校における働き方改革推進プラン(第1期)」(以下「第1期プラン」という。)を策定し、全県的な取組を推進してきた。

第1期プランでは、令和元(2019)年度からの3年間を計画期間として、「適正な勤務時間管理」、「時間外電話対応装置の導入」や「外部人材の活用」など、本県の働き方改革を積極的に推し進めてきた。

その結果、時間外在校等時間は減少傾向にあるが、依然として十分ではないことから、「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」を策定することとした。

### 2 プランの目的

教員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもちながら、本来的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図る。

### 3 プランの位置付け

本プランは、県教育委員会及び県立学校における働き方改革の推進に向けた取組の方向性及び方策を示すものであるが、市町教育委員会に対しても、本プランを参考とした取組を促し、学校における働き方改革を全県的に推進していく。

### 4 本県教員の勤務の状況

第1期プランに基づいて、県教委や各学校を中心に様々な取り組みを行った結果、教員の意識や働き方に変化が現れ、県立学校においては時間外在校等時間が減少傾向にある。

また、「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合」についても、増加傾向が見られた。

しかし、時間外在校等時間が月当たり45時間以内、年360時間以内としている目標を達成できていない教員も依然として一定数存在している。

### 5 取組の方向性 ～重点的に取り組む5項目～

- (1) 勤務時間の適正化
- (2) 意識改革
- (3) 業務改善
- (4) 部活動指導の負担軽減
- (5) 学校運営体制の充実

### 6 プランの期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間(中間目標を設定)

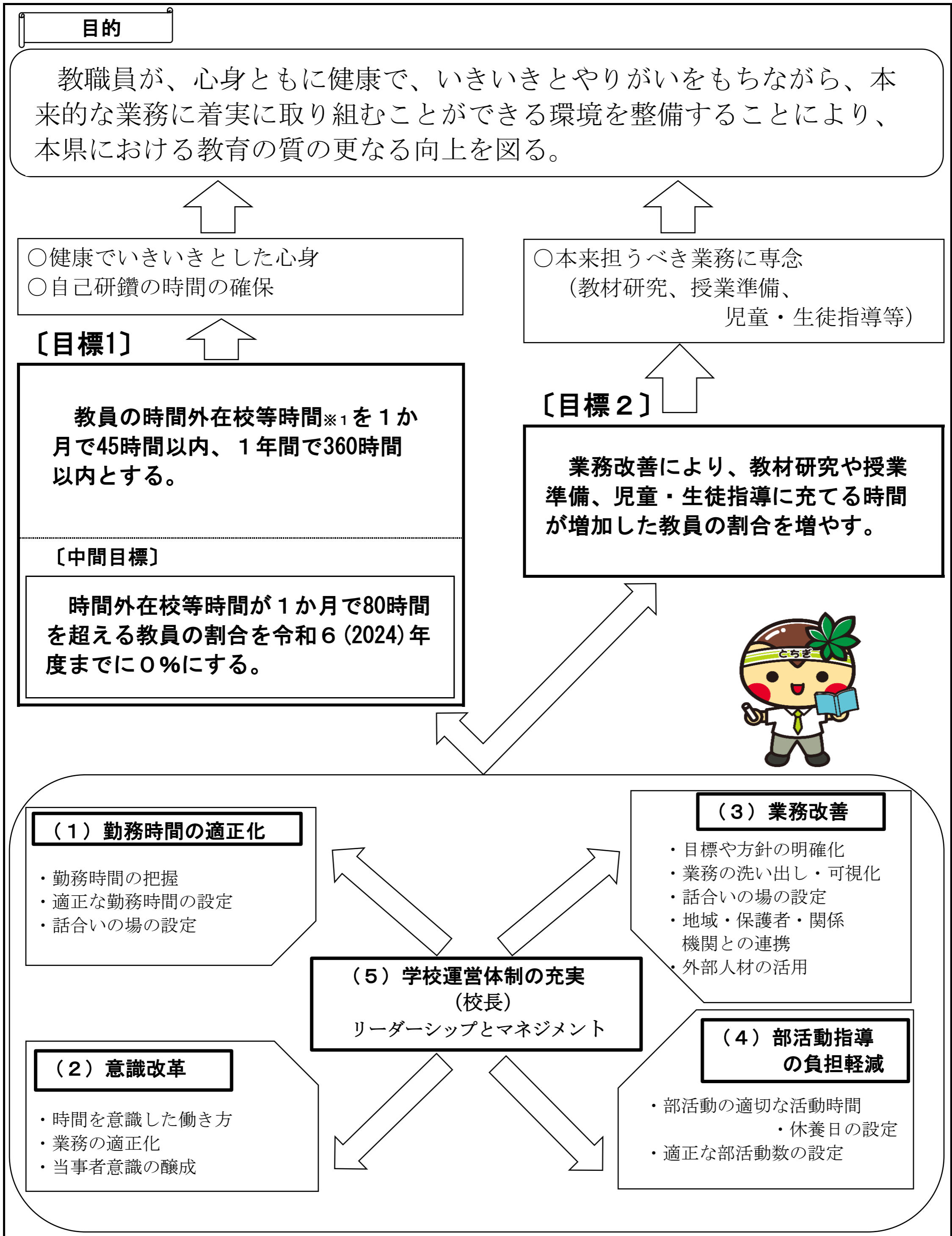
### 7 プランの目標

- ① 教員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- ② 業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす。

(中間目標) 上記①を最終目標として、時間外在校等時間が1か月で80時間を超える教員の割合について、プランの中間年である令和6(2024)年度までに0%とする。

# 「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」概念図

～令和4（2022）年度から令和8（2026）年度まで～



※1 時間外在校等時間：在校等時間※2から正規の勤務時間を除いた時間

※2 在校等時間：教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間